

様式第 15 (第 11 条関係)

5 東環第 6050-5 号

一 般 廃 棄 物 収 集 運 搬 業 許 可 証

住所 名古屋市南区豊田ニ丁目 18 番 3 号

氏名 株式会社西山商店

代表取締役 西山 幸光

令和 6 年 2 月 16 日付けの一般廃棄物収集運搬業の許可申請については、次の条件を付して許可します。

令和 6 年 3 月 18 日

東浦町長 日 高 輝 夫



許可の期間	令和 6 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで
事業の区分	一般廃棄物収集運搬業
取扱廃棄物の種類	事業系一般廃棄物 (可燃)
許可の条件	<ol style="list-style-type: none">1 収集の事業区域は、東浦町とする。2 東部知多クリーンセンターの搬入については、東部知多衛生組合の指示に従うこと。3 廃棄物の処理及び清掃に関する法律、東浦町廃棄物の処理及び清掃に関する条例等の関係法令、規則を遵守すること。4 収集車両の左右両側に「東浦町事業系」と表示すること。5 毎月の実績報告書は翌月の 5 日までに提出すること。6 許可申請書に記載されている事項に相違しないこと。7 その他町長が必要と認めた指示事項を遵守すること。